

## 講習料返還の手続

1. 既納の講習料は、次の各号のいずれかに該当する場合受講申込者の申し出により返還します。

●受講申込書類の不備により申込みができなかった場合

●受講申込者が受講日前日(大学休日を除く)の16:00までに辞退を申し出た場合

●受講申込者が受講無資格者であった場合

●受講申込みをしていない者が、講習料を納付した場合

●受講申込者が講習料を重複して納付した場合

●その他の理由により本学が受講を認めなかった場合

○本学の事情により講習を中止した場合

(注意) ●の理由により講習料を返還する場合、事務手数料として一請求につき1,000円を控除した額を返還します。

2. 受講申込者の都合により講習料納付後に受講辞退する場合は、

まず、**免許状更新講習担当(TEL: 075-644-8146)までご連絡ください。**

3. 「2」の確認後、HPの「教員免許状更新講習辞退届兼講習料返還請求書」をダウンロードし、記入・押印のうえ、郵送によりお申し出ください。

4. 送付先

〒612-8522

京都市伏見区深草藤森町1番地

京都教育大学

教務課 免許状更新講習担当 宛